

仮設住宅等における介護等のサポート拠点の整備

趣旨	仮設住宅や避難所における要介護高齢者や障害者(児)等の安心した日常生活を支援
設置主体	県又は市町村 社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託も可
設置方法	(設置方法の例) 仮設住宅の集会室を活用 仮設住宅に併せて、相談室、デイサービス等のスペースを整備 仮設住宅の近隣に、別途、プレハブ等を設置 仮設住宅の近隣の賃貸スペースを活用 等
基準等	人員体制、面積等については、高齢者、障害者(児)等の処遇に影響がないよう配慮 指定基準を満たせば、介護保険制度及び障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用が可能 高齢者や障害者(児)のほか、児童等の利用も可能 相談室と相談員の配置のみの小規模な拠点の設置も可能
費用	<p>〈仮設建物〉 仮設住宅に付設する場合は、原則として、災害救助費 その他、地域支え合い体制づくり事業による拠点整備も活用(プレハブ等の設置や賃貸スペースの活用)</p> <p>〈設備費〉 地域支え合い体制づくり事業(高齢者向けの浴室や機能訓練設備等の設置費、OA機器や事務用品等の初度購入費、自動車のリース費等)</p> <p>〈運営費〉 地域支え合い体制づくり事業(専門職種による相談、生活援助等) 介護報酬(デイサービス等を介護保険法に基づく指定事業所として事業を実施する場合) 自立支援給付(日中活動系サービスを障害者自立支援法に基づく指定事業所として事業を実施する場合) 雇用創出基金事業</p> <p>「地域支え合い体制づくり事業」については、第一次補正予算により、介護支援体制緊急整備等臨時特例基金に積み増し(約70億円)</p>

介護等のサポート拠点の設置に際して活用可能な財源について

機能、財源、運営主体等

「復旧支援補助金」：介護事業所等設備整備事業費補助金、社会福祉施設等設備災害復旧等事業費補助金

「地域支え合い基金」：介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)

	活用可能な財源			運営主体
	建物	備品、設備	運営費(人件費)	
・総合相談機能(LSAの配置等) 専門相談やサービス、心の相談等へのつなぎ	災害救助費 又は 地域支え合い基金 等 仮設住宅の集会室 の一部を活用	地域支え合い基金 (注1)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	自治体 社協 民間(社福、NPO 法人、営利法人 等) その他(ボランティア 団体等) 自治体の直営の 他、各団体への委託 又は助成(各団体の 直営)も可
・地域交流(集会室)			地域支え合い基金 又は 復旧支援補助金 (注1)	
・デイサービス (障害福祉における日中活動系サービスを含む)		地域支え合い基金 (注1)		
・居宅サービス等 居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、 小規模多機能型居宅介護等			地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	
・配食サービス等の生活支援活動の拠点 緊急通報受信拠点を含む		地域支え合い基金 (注1)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	

(注1) (高齢者等向けの)浴室や機能訓練設備等の事業に必要な設備の他、OA機器、事務用品、自動車等(いずれもリースによる調達を想定)

(注2) 介護保険法に基づく指定事業所として実施する場合には介護報酬、障害者自立支援法に基づく指定事業所として実施する場合は自立支援給付、それ以外の方法により実施する場合には職種に応じて、地域支え合い体制づくり事業(専門職種)又は雇用創出基金事業(一般雇用)を活用。また、介護報酬・自立支援給付と基金の双方を活用する場合もある。

利用者

要介護高齢者、一般の高齢者、障害者(児)、子ども等 (仮設住宅以外の近隣の高齢者等を含む)